

高知県病床機能再編支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「令和3年度「病床機能再編支援事業」の事業募集について」(令和3年5月28日 厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)に基づき、高知県病床機能再編支援交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 県は、地域医療構想(医療法(昭和23年法律第205号。第7条第3号において「法」という。)第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。)の実現に向けた取組を一層推進させることを目的として、医療機関が行う病床数の削減に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象者、交付額等)

第3条 交付金の交付対象者、交付要件及び交付額については、別表第1に定めるとおりとする。

(交付金の申請)

第4条 交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、交付対象者は、その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接給付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じなければならないこと。
- (2) 交付金の交付要件となる病床数等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 給付に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付金事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項を遵守すること。
- (6) 納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(交付金の交付の決定等)

第6条 知事は、交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合
- (2) 交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合
- (3) 交付金の交付を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合（特定の疾病に罹患する者が多くなる等の事情により、知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合を除く）
- (4) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

(交付金の返還等)

第8条 知事は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(実績報告等)

第9条 交付対象者は交付が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第3号様式により、実績報告を行うものとする。

(繰越承認申請)

第10条 交付対象者は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、交付金事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第4号様式による交付金繰越申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の規定による知事の承認を受けた場合は、翌年度の4月15日までに別記第5号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高知県条例第 34 号）その他の法令の規定を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第 14 条 当事業又は交付対象者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 5 条第 4 号、第 7 条、第 8 条及び第 12 条から第 14 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 17 日から施行する。